

—都税についてのお知らせ—

10月は不正軽油防止強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染の原因ともなる犯罪行為です。

東京都では、不正軽油を一掃するため調査の手がかりを探しています。不正軽油に関する情報がありましたら、不正軽油 110 番までご連絡ください。

また、東京都では、不正軽油の流通を発見するため、走行中の車両・貯油施設・物流施設・工事現場等で燃料の抜き調査を実施しています。ご協力をお願い致します。

不正軽油110番

ふせい なくそう

0120-231-793

24時間受付(フリーダイヤル)

FAX 03-5388-1309

Eメール S0000106@section.metro.tokyo.jp

詳しくは、東京都主税局課税部課税指導課 (03-5388-2958) までお問い合わせください。

東京都主税局ホームページ

主税局 不正軽油

検索



—都税についてのお知らせ—

自動車税の減免更新申立書の提出をお忘れなく！

自動車税の減免を受けている自動車の利用状況を確認するため、10月1日(木)に「自動車税減免の更新手続きについて」をお送りしています。

自動車税の減免を継続するために必要な手続きですので、同封の「減免更新申立書」に必要事項を記入して10月30日(金)までにご提出ください。

なお、ご提出のない場合は平成28年度の減免が受けられなくなりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 9時～17時(土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く)

